

# 山形市都市公園トライアル・サウンディング募集要項

## 1 制度概要

トライアル・サウンディングとは、都市公園の暫定利用を希望する皆様の提案を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。暫定利用後、課題を整理し、今後の公募設置管理制度（P-PFI）の活用等に活かしていくため、市は都市公園に対する市場性やニーズ等を、また利用者は、使い勝手、採算性、アイデアに対するニーズ、立地条件等を確認できる社会実験的な取組です。

## 2 都市公園におけるトライアル・サウンディング実施の背景・目的

都市公園は、少子高齢化や人口減少、老朽化の進行、財政面・人員面の制約の深刻化、国民の価値観の多様化等、社会情勢の変化に対応した効果的・効率的な管理・運営が求められています。

山形市では、これまでの行政主体の取組みだけではなく、公募設置管理制度（P-PFI）等の導入により、民間事業者の新たな発想や仕組みを取り入れることで魅力ある公園空間を創出し、公園利用者の利便性を向上させることを目指しております。

## 3 対象公園

- ①西公園
- ②嶋遺跡公園
- ③若宮公園
- ④西成沢公園
- ⑤第二公園
- ⑥霞城公園
- ⑦南追手前広場公園

## 4 期待される効果

本事業により、次のような効果が期待できます。

### ○事業者のメリット

- ・短期間での暫定利用のため、リスク負担が少なく参画できます。
- ・アイデアに対するニーズの有無、コンセプトがマッチしているかを確認できます。
- ・使い勝手、採算性の感触をつかむことができます。
- ・公園で普段できないことにチャレンジするきっかけとなります。

### ○市のメリット

- ・暫定利用を通じた事業者の皆様との対話により、早い段階で市場性を確認できます。

- ・事業者の皆様からの提案（イベント開催等）により、個性と魅力ある公園空間が生まれ、公園利用者の利便性向上が期待できます。
- ・今後の公募設置管理制度（P-PFI）等の導入に向けて情報を集めることができます。

## 5 スケジュール

公表日～令和6年3月31日（予定） 募集要項の公表

公表日～令和6年3月31日（予定） トライアル・サウンディングの提案募集・実施

※公園利用者からの苦情が発生する等、諸事業により予定期間中にトライアル・サウンディングの実施を終了する場合があります。

## 6 トライアル・サウンディングの流れ

### （1）事前相談・現地調査

電話及びメールにてお申込みください。メールの件名は「〇〇公園におけるトライアル・サウンディングについて」としてください。

### （2）暫定利用受付

暫定利用を希望する皆様から提案を受付。提案時には、9.利用申請方法（1）書類提出に示す（ア）の書類を提出してください。

### （3）書類審査

提案内容を市で審査します。このトライアル・サウンディングの趣旨に合致する暫定利用の場合、実施事業として認定します。審査には時間を要する場合がありますので、期間に余裕をもって応募いただきますようお願いいたします。

### （4）使用許可

採用された提案について、9.利用申請方法（1）書類提出に示す（イ）の書類を提出し、公園緑地課で事業実施に必要な使用及び減免の許可を受けてください。

### （5）暫定利用

提案内容に応じた暫定利用を実施。

### （6）使用実績報告

使用実績報告（レポート）提出を終了後に実施。

使用実績報告に記載していただく内容は、利用者数、利用者層、料金、収支報告、事業実施において感じた課題、事業内容に応じて市で決定したものとします。

- ・トライアル・サウンディングへの参加実績は、後の市が都市公園等で行う公民連携事業

に一切の影響を及ぼすものではありません。

## 7 参加資格条件等

### (1) 参加者の条件

#### (ア) 対象者

トライアル・サウンディングによる暫定利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主又は任意団体とします。

#### (イ) 役割分担

利用希望者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

### (2) 利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者はトライアル・サウンディングに参加することができません。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(イ) 役員等（契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

(ウ) 山形市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(キ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

## 8 留意事項

### (1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、利用希望者の負担とします。

### (2) 提出書類の取扱い・特許権等

#### (ア) 著作権の取扱い

提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

#### (イ) 無断使用の禁止

利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。

#### (ウ) 特許権等による責任負担

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

### (3) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令不適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

## 9 利用申請方法

### (1) 書類提出

利用希望者は、次の書類を提出するものとします。

#### (ア) 申込時

- ・トライアル・サウンディング利用申込書
- ・誓約書

※利用期間は、最短1日～最長3ヶ月とします。

※イベント等が重なった場合は、日時の変更をお願いする場合があります。

#### (イ) 利用決定後

- ・公園占用許可申請書もしくは公園使用許可申請書
- ・使用料減免申請書

### (2) 事前相談等

#### (ア) 事前相談

・提出書類作成のために、事前相談を受け付けます。  
・事前相談を希望する場合はあらかじめ事務局へ電話又はメールにて申し込み、日程調整を行ったうえで実施することとします。

#### (イ) 現地調査

- ・現地調査にあたっては、利用者への迷惑を及ぼさない範囲で行うこととします。

## 10 提案の要件

### (1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- (ア) 対象公園に関するものであること。
  - (イ) 確実に実施できる利用内容であること。
  - (ウ) 公園を利用する市民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。
  - (エ) 暫定利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと。
- ### (2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- (ア) 政治的又は宗教的活動
- (イ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供活動等
- (ウ) 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- (オ) 公序良俗に反し、又は反社会的な活動
- (カ) その他、市が本事業との関連性が低いと判断する行為

## 11 事業実施にあたって

### (1) 責任及びリスク分担の考え方

暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行してください。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとします。

### (2) 事業中止となる場合

申請した利用内容に反する等、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市から警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

## 12 申込先・連絡先

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3-25

山形市まちづくり政策部公園緑地課施設維持係

TEL：023-641-1212（内線530、531）

FAX：023-624-8445

メール：koen@city.yamagata-yamagata.lg.jp